

消費生活 通信講座

一、家庭で学んでみませんか
豊かなくらしのために――

多様化した消費生活をもう一度みなおしましよう。

この講座は、育児や家事、職業等のため消費者学習に参加できないかにテキストで学んでもらうものです。

受講料 無料

テキスト 開講時に配布

スクーリング 二回（開・閉講式にあわせて行う）

申し込み締切り 六月十五日

申し込み・問い合わせ先 市役所 市民課

□(三)一一一内線二四四

自然監視員募集

山梨県では、県の優れた自然環境保全をはかり、貴重な動植物を保護管理するために自然監視員を募集します。

委嘱期間 昭和五十八年七月一日から二年間

応募資格 上の者

一、県内に居住する二十歳以上
二、自然保護に関心がある者
三、国家公務員及び地方公務員

員以外の者	募集人員	一〇〇人
応募要領	一、申込書は、山梨県環境公害課及び市保健環境課に備えています。	二、申込用紙に必要事項を記入し捺印のうえ、山梨県環境公害課に直接持参するか郵送して下さい。（郵送の場合は封筒の表に「山梨県自然監視員応募」と朱書きして下さい）
三、受付期間	六月一日から六月十日まで（郵送の場合は六月十日の消印まで有効）	※詳しくは次のところへ問い合わせ下さい。
四、受付場所	山梨県環境公害課	（三）○五五（園）三一一八 市役所保健環境課

福祉コーナー

受給者証を
新しいものに！

山梨県では、県の優れた自然環境保全をはかり、貴重な動植物を保護管理するために自然監視員を募集します。

委嘱期間 昭和五十八年七月一日から二年間

応募資格 上の者

一、県内に居住する二十歳以上
二、自然保護に関心がある者
三、国家公務員及び地方公務員

母子家庭の方には、母子家庭医療費受給者証が交付され

ていますが、この受給者証の

「特例給付」

この「児童手当現況届」とは、受給者の前年の所得の状況、養育の状況等、毎年六月一日の状況を確認して今年の六月から引き続き、児童手当の支給を受けることができるかどうか、をみる大切な届です。

必ず期日までに提出して下さい。もし、この期間内に届け出をしない場合は、支給要件にあてはまっていても、六月以後の児童手当の支給を受けることができなくなります。

事業主の証明書様式はつきの様式とし、B5の大きさ（わら半紙半分）のものに証明してもらい現況届といつしょに提出して下さい。

問い合わせは、市福祉事務所

（三）一一一内線二七

児童手当を受給されている方は毎年一回、六月中に「児童手当現況届」を市に提出していただくことになっています。

昭和五十七年六月から、今まで児童手当を受けられない被用者で、前年の所得が一定の額に満たないときは、「特例給付」が支給されますので、三人以上の児童がいて、今まで認定請求して却下された使用者も申請してみて下さい。

届け出の際、持参していた届け出は、十四日以内に手続きをして下さい。

○住所がかわったとき

○公務員又は公共企業体の職員になつたとき

○受給者が死亡し、そのとき

○受給者が十八歳になつたとき

○子の出生により支給要件児童が増加したとき

○支給要件児童が十八歳になつたとき

有効期間は六月三十日までとなっています。
七月一日から使用する新しい受給者証の更新手続きを、六月中にして下さい。
手続きには、保険証と印鑑が必要です。
問い合わせは、市福祉事務所（三）一一一内線二七へ

年金加入証明願
事業主殿 申請者 住所 氏名 印

年金加入証明
証明者 事業主所在地
事業所名称
代表者又は責任者 印

昭和 年 月 日
次の通り年金に加入していることを証明します

氏名	年金加入制度名
年金手帳記号番号	共済組合・厚生年金 加入年月日

○用紙は福祉事務所に用意してあります。
○国民年金加入者は提出する必要はありません